

【社名】 『神社叢録』に「岡は乎加と訓べし」また同書に「連胤按に、神崎郡乎加神社あり、由縁あるか」と記してゐる。

【所在】 延經の『神名帳考證』によると「岡神社 在ニ今彦根五三條町田中、俗云ニ田中社、又小原村之中野伊志伎村有ニ長岡、乎加同異未詳、岡天王社亦云ニ若宮、宇賀野村、倉稻魂命、」とあり、『神社叢録』では「考證に、今在ニ犬上郡彦根後之條町田中、俗云ニ田中社、又小原村之中野伊志伎村有ニ長岡、同異未詳、亦若宮宇賀野村、輿地志、日岡神社間田村にあり、神名帳岡神社是かと云り、」と記してゐる。更に『神祇志料』では、「岡神社今宇賀野村に在り、岡天皇社と云ふ。神名帳考證また『特選神名牒』では、「今按この社注進狀宇賀野村間田村長岡村後三條村との四所にあり宇賀野村坂田大神宮の同所に外宮岡神社祭神豊受毘賣命社傳にこの神社即式社にて承應年中古繪圖にも宇賀野の内岡村と認めありと云り是明證と云べし。間田村の岡にありと云ふは舊號大梵天王と云る趣なれば、如何あらん神名帳岡神社是かと疑ひを存せり。長岡村なるは往古岡里と云ふ中古社號を岡天王社と誤り唱ふとあれど證なければ疑はし。又後三條村彦根神社の境内に田中社あり一に岡天皇社とも若宮とも云ふ村續きに岡山岡村あり今犬上郡

に屬すと雖も中古坂田郡ならんと云り。神名帳考證にも今在犬上郡彦根後三條町田中俗田中社ともみえていさゝか據ありけなれども宇賀野村に岡神社あり古繪圖に岡村の稱あり祭神豊受毘賣命と云る豊受毘賣神を宇迦之女神とも豊岡姫とも申すと云のいと由あるに如ざれば今は宇賀野村と云に從へり。考證に説を擧て小原村之中野伊志伎村有宇賀野長岡同異未詳とある宇賀野村は本村のことなり。」と記してゐる。そこで現在の鎮座地を列記してみると、次の通りである。

〔A〕坂田宮岡神社 滋賀縣坂田郡近江町大字宇賀野八三五一番地

〔B〕岡神社 滋賀縣坂田郡山東町大字間田九六番地

〔C〕長岡神社 滋賀縣坂田郡山東町大字長岡一、五七三番地

〔D〕彦根神社 滋賀縣彦根市後三條町大字宮立二二一番地

〔A〕國鐵東海道本線米原驛より北に約三キロメートルの地點にあり、國道八號線バス停、宇賀郡より西に約一〇〇メートルの所である。國鐵北陸本線宇賀野より徒歩二分であるが、この驛は無人驛にて、汽動車のみ停車する。故に、國鐵米原驛より長濱行、木之本行の近江鐵道バスを利用する方が便利である。

〔B〕國鐵東海道本線近江長岡驛下車、北約三キロメートルの所である。近江長岡驛より近江鐵道バス、長濱行（登山口經由）に乘車し間田停留所下車、徒歩二分である。國鐵北陸本線長濱驛よりは近江鐵道バスの便あり。

〔C〕國鐵東海道本線近江長岡驛下車、徒歩三分。

〔D〕國鐵東海道本線彦根驛下車、約一・八キロメートル南の所である。彦根驛より近江鐵道バスに乘車、芹橋停留所下車、徒歩三分である。

【祭神】〔A〕天照皇大御神、豐受毘賣命（昭和二十七年の神社明細書）による。『明治神社誌料』滋賀縣教育課編の『神社由緒記』に「天照皇大御神」と記載されてゐる。

『近江國坂田郡志』では「祭神、天照大神（坂田宮）、豐受毘賣命（岡神）」と記してゐる。『明治神社誌料』では、「岡神社は創祀年代詳ならずと雖も、醍醐天皇延喜の制小社に列す、（延喜式）俗に岡天皇社と稱するもの是なり、其坂田宮に合祀せられしは何時の事か明かならず」と記してゐることから、豐受毘賣命をも祀ることをのべてゐる。

〔B〕皇産靈神、外六柱と昭和二十七年の明細書に記してゐる。外六柱の神は、倉稻魂命、大田命、大宮姫命、瓊々杵命、正哉吾勝速日天忍穗耳命、大柄和氣命、建小廣國押楯命、これらの神々は明治四十二年五月二十四日合祀を許

可されてゐる。『明治神社誌料』でも祭神皇産靈神と記してゐる。『近江國坂田郡志』では、「祭神高皇産靈神にして、大梵天王神とも言ふ。依りて俗に天王宮とも稱せり。」と記してゐる。

〔C〕素盞鳴尊、昭和二十七年の神社明細書及び、『近江國坂田郡志』ともに素盞鳴尊としてゐる。なほ當社を牛頭天王社と稱したこともある。

〔D〕彦根神社は、昭和二十七年の神社明細書によると、祭神、活津日古根命と記してゐる。しかし實際には、拜殿の後に本殿が二社あり。向つて右の社が祭神。素盞鳴命、向つて左の社が祭神活津日古根命である。

境内神社は、A、七所神社・四所神社、他に祖靈舎あり。B、秋葉神社、C・D、兩社とも境内神社はない。

【由緒】〔A〕『近江國坂田郡志』によると、「社傳に式内岡神社は當社なりと記す。祭神天照大神（坂田宮）、豐受毘賣命（岡神）なり。」日本書紀垂仁天皇の條に、「離天照大神於豐稻姫命、託于倭姫命、爰倭姫命求于鎮座大神之處、而詣菟田筱幡更還入近江國、東廻美濃一到伊勢國、云々」とあり。又『倭姫命世紀』に、「還幸淡海甲可日雲宮、四年奉齋、遷幸同國坂田宮、二年奉齋、于時坂田君等、進二地口御田、云々」とあり。倭姫命が天皇の命を奉じて、

天照大神鎮座の地を求め給ひし時、二ヶ年間遷幸ありし坂田宮は此地なりと傳ふ。社傳に坂田宮、岡神社は孝安天皇の御宇宇賀野魂命降臨し給ひ、五穀豐饒を守護し給ふ。同時に筑摩村に御食都神、岩脇村に大歲神降臨し給ふとて、此の三神を筑摩三所の神と稱すと言ふ。現在鎮座の地を宇賀野村と稱するも宇賀野魂命の名に因みしならん。一に岡天王社とも言へり。建武の亂に兵燹に罹り、佐々木秀綱社殿を再建せしが、應仁の亂以後、再三兵火の災に遇ひ、漸次荒廢のままなりしを、享保十八年、領主井伊直惟社殿を再建し、臣勝野五太夫をして造營を管せしむ。即ち享保十八年七月二十七日工を起し、十一月工を終り、其の十一日神祇管領長上卜部兼雄祭主となり遷宮式を擧げたり、爾來、坂田神明宮と稱し、全郡より毎年初穂を進納する例は明治九年神社改正の時まで續きたり。」と記してゐる。その他、『明治神社誌料』『神社由緒記（滋賀縣教育課編）』また、『坂田宮岡神社 御由緒記』も大體同じやうなことを記してゐる。

舊社格として、明治十四年二月一日郷社に列す。神饌幣帛料供進指定、明治四十一年四月二十九日である。

〔B〕『近江國坂田郡志』によると、「白雉年間の勸請にして、延喜式神名帳に在る坂田郡五座の一なる岡神社は當社なりと稱す。祭神高皇産靈神にして、大梵天王神とも言

ふ。依りて俗に天王宮とも稱せり。延寶三年の調査に依れば當社は間田村・小田村・春照村・井ノ口村・本庄村・本庄中村・高番村・村居田村・坂口村・鳥脇村・觀音寺村・野一色村・上夫馬村・下夫馬村・市場村・産所村・市場中村・池下村等大原庄十八郷の總社なりしなり。古來大原村は大原野と稱する原野なりしも、土地肥沃なるを以て、白雉元年出雲國人某、原野を開拓し、伊吹山より溝渠を鑿ち、養水の便を計り開墾地に灌漑せり。此の二事三年五月にして落成せり。後人此の井渠を出雲人の開鑿せるを以て、出雲井の名を附し、今猶存せり。斯くて時人五穀豐饒を祈らん爲岡山に祠堂を建立し、祖神素盞鳴尊を八雲立の神詠に依り大梵天王と稱し勸請し奉りしものなりと言ふ。」と記してゐる。『明治神社誌料』では、前記と大體同じやうであるが、「孝徳天皇白雉元年、出雲の人某、大原野を開拓し、伊吹山下より水を引きて灌漑に便せんとし、三年五月功成る、茲に丘上の地を卜して一社を建つ、是れ即ち當社の創始なり（社記）醍醐天皇延喜の制小社に列す（延喜式）爾來十八郷の鎮守として、大梵天王と稱し（輿地志略）、世人の崇敬深かりしが、鎌倉の季世には漸く衰へ、社殿荒廢す、よりにて後深草天皇寶治元年近江の守護佐々木重綱城を此の地に築くに際し、當社を崇敬し社殿を再建

す。」と記してある。『神社由緒記』（滋賀縣教育課編）も大體同じやうである。社格加列は、明治十四年四月二十五日郷社に列す。神饌幣帛料供進指定、明治四十一年四月二十九日である。

〔C〕『近江國坂田郡志』に「天平寶字六年四月の創祀と傳へられ祭神素盞鳴尊なり。古へは、大字の東北琴岡山上に鎮座せられしを、中古今の地に遷し、岡神社又は牛頭天王社と稱せり。社傳に延喜式神名帳の岡神社は此の社なりと言ふ。明治四年一月、長岡神社と改稱す。」と記してある。改稱以前の棟札には、「牛頭天王社」となつてゐる。社格加列は明治九年十月村社に列す。

〔D〕由緒不詳。

〔祭祀〕〔A〕例祭五月一日、祈年祭二月十七日、例祭九月十五日、新嘗祭十一月二十八日、その他年中恒例祭儀十二回、例祭を毎年五月一日と九月十五日の兩度とし、五月一日には、御輿渡御の儀がある。

〔B〕例祭五月一日、祈年祭二月二十六日、新嘗祭十一月二十五日、その他年中恒例祭儀五十回、『近江國坂田郡志』によると「當社の祭例は明治五^甲年五月廿七日岡神社調書に、四月三日、八月三日とありしが、明治七年に五月一日、九月一日の兩度に變更し、更に九月一日が殘暑と

養蠶期なる爲、十月一日に改めて現今に至る。當社には春秋二期の例祭以外に雨乞祭の古例あり。此の祭は數百年前より行はる。即ち大旱魃の時、當社に氏子十八郷中、十六郷の男女全員太鼓を掛け、鉦笛に合して勇壯なる踊をなして神に雨を乞ふの神事なり。されば十六郷の代表は神闈にて奉納の順位を定め、燎火の下に夜を徹して踊る。幸ひ慈雨至れば五穀豐稔の吉兆として、十六郷の男女、再び集ひて神恩報謝に奉演する返禮踊は、先の雨乞踊にも増して、一層の盛觀を極む。」と記してゐる。

〔C〕例祭五月一日、祈年祭二月十七日、新嘗祭十一月十七日、その他年中恒例祭儀十二回。

〔D〕例祭五月三日、祈年祭二月二十四日、秋祭九月二十四日、新嘗祭十一月二十四日、その他年中恒例祭儀三回。

宮司はA、竹端自子氏、B、名倉宗之氏、兼職。C、名倉宗之氏、兼務宮司。Dは、彦根市岡町、新神社宮司前田英一氏の兼務宮司である。前田氏は専職である。

氏子崇敬者は、A、氏は二〇三世帯、崇敬者九一五人、B、氏子八〇〇世帯、崇敬者一、〇〇〇人、C、氏子二八〇世帯、崇敬者一、〇〇〇人、D、氏子二五〇世帯、崇敬者三〇〇人（A・B・C・Dともに、昭和二十七年の神社明細書による）。

〔社殿〕〔A〕本殿神明造二社三坪、末社神明造二社三坪、末社神明造二社一坪、祖靈舍神明造一社半坪、祝詞舎三坪、神饌所四坪、手水舎一坪半、拜殿七坪、神樂殿六坪、太鼓部屋五坪、社務所一坪二合、社宅二三坪、その他、社標坂田宮一基、岡神社一基、鳥居石造二基、石燈籠多數あり。

〔B〕本殿流造檜皮葺一二坪八合二勺、拜殿入母屋造八坪三合二勺、手水舎一坪三合三勺、齋館一八坪、附屬建物六坪、社務所三八坪二合五勺、他に、社標一堂、鳥居石造一基、石燈籠多數あり。

〔C〕本殿流造一坪、拜殿六坪、手水舎一坪三合四勺、倉庫六坪、社務所二一坪、他に、鳥居石造二基、御神馬銅製一基、御使手石造一基、狗犬一對、石燈籠多數あり。

〔D〕本殿流造檜皮葺一社一坪、瓦葺一社一坪、拜殿六坪、神樂殿三坪、神門一坪、太鼓庫三坪、社務所二〇坪、鳥居石造二基、狗犬一對、石燈籠多數あり。

〔境内地〕〔A〕昭和二十七年の神社明細書によると、一、七四一坪である。境内は、北側は道路であり、南側は田地である。この境内のほぼ中央を國鐵北陸本線が通つてをり、境内を東西に分割してゐる。東側に社務所、社宅等があり、西側に本殿、末社等がある。

〔B〕昭和二十七年の神社明細書によると、一、一五六坪あり、やや小高い丘の上に鎮座してゐる。周圍はやはり大原野と稱された通り水田地帯である。

〔C〕境内地九〇七坪と明細書に記してゐる。境内に目通り約四メートルの大きい公孫樹があり、山東町の天然記念物に昭和四十二年五月十五日に指定されてゐる。他に杉、樺の老木數本あり。

〔D〕境内地五〇〇坪と明細書に記してゐる。彦根市の中心部よりやや南の所である。住宅地の中にある。杉、樺、楠等の老木あり。

【寶物・遺文】

〔A〕一、木造神號額 井伊直惟筆 享保十八年十一月寄進 一面

一、絹本著色天照皇大神像 伝巨勢金岡筆、竪四尺・横一尺三寸、大正二年八月氏子ヨリ寄進

一、紙本墨書後陽成天皇宸翰御神號 竪六尺五寸・横一尺八寸

一、古圖 正徳四年八月十八日筆、南都興福寺裏龍院所藏ノ古圖ヲ承応三年正月中院模写、筆者不詳 一枚

〔B〕一、太鼓踊、無形民族資料（縣選擇無形民族資料）昭

三三、一一、七指定、朝日豊年太鼓踊保存會

〔C〕一、公孫樹 天然記念物 昭四二、五、一五、山東

町指定

〔D〕特になし。（平川昌福）